

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会(第4回)議事要旨(案)

1 日時

平成 23 年 8 月 29 日(月) 15 時 00 分～17 時 00 分

2 場所

中央合同庁舎 2 号館 総務省 第 1 特別会議室

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員

藤原 修(主査)、安藤 真(主査代理)、雨宮 不二雄、井上 正弘、上野 照剛、篠塚 隆、多氣 昌生、田中 謙治、塚原 仁、徳田 正満、野島 俊雄、林 亮治、堀 和行、渡邊 聡一

(2) オブザーバー

稲垣 一彦、上 芳夫、佐竹 省造、田島 公博、平伴 喜光、前川 恭範、松本 泰、山賀 睦夫、山下 洋治

(3) 事務局

丹代 武(電波環境課長)、丸尾 秀男(電波利用環境専門官)、
齊藤 永(電波環境課長補佐)、浦賀 毅(電波監視官)

4 議事

(1) 前回の議事要旨について修正意見があれば 9 月 5 日(月)までに事務局あてに連絡することとして承認された。

(2) 比吸収率測定方法に関する電波利用環境委員会報告(案)について、渡辺構成員より資料 4-2、4-3 に基づき説明があった。また、本委員会後にパブリックコメントをかける旨の説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

多氣構成員：資料 4-2 報告書(案)の 5 ページについて、誘電率は、大きさだということを記さないとベクトルだと思われてしまわないだろうか。こういうところを微修正してほしい。

渡辺構成員：了解しました。

安藤主査代理：複数周波数のところ、資料 4-3 報告書概要の 7 ページ目について、SAR を表している下図が分かりづらい。

渡辺構成員：報告概要の図は方法 1 の場合だけが示されており、分かりづら

と思うが、委員会報告の付録2では4つの方法についての図が示されており、比較することで比較的容易に理解できると考えている。この図では、離れていても足すという意図があり、このことを明確にするために御指摘を踏まえてわかりやすくする。

田中構成員：資料4-2報告書(案)の複数帯域同時送信のところで、先ほど修正するとの説明があった部分(18~19ページ)について、一部を削除することだが、そのままでは「~を行うことができる」という表現になるので、他の規定と同じように、「~すること」とした方が良いのではないかと。

渡辺構成員：了解しました。「~できる」については削除し「~すること」とする。

藤原 主査：人間の場合の電気定数に比べて、ファントム液剤の電気定数(conductivity(導伝率)と permitivity(誘電率))はどうなっているのか。

渡辺構成員：本件の測定方法では、側頭部以外の身体に近接している無線端末を対象としているものの、ファントム液剤の電気定数と基本的には同じである。その場合、数値シュミレーション等の検討より、全てとは言わないが、ほとんどの場合、実際の人体よりもSARは高めに算出されることが確認されている。

藤原 主査：overestimate(過大評価)になるということで、頭部以外の身体を想定したファントム液剤についても、頭部を想定したファントム液剤と電気定数を同じにしているということによろしいか。

渡辺構成員：そうである。

安藤主査代理：資料4-3報告書概要の5ページ目、環境条件について、「・・・液剤の温度変化は、 $\pm 2^{\circ}\text{C}$ を超えないか、比吸収率の偏差が $\pm 5\%$ 以内になるかのいずれか小さい方とすること。」の文章が分かりづらい。「・・・ $\pm 2^{\circ}\text{C}$ を超えない、かつ比吸収率の偏差が 5% 以内におさまる・・・」という文章にした方が良いのではないかと。

渡辺構成員：了解しました。

上野構成員：いずれか一方ではないのか。「かつ」だと両方入ってしまうのではないかと。

安藤主査代理：先ほどの説明では、両方とも満足しなければいけないということであったが如何か。

渡辺構成員：作業班でも(IECの)英文を確認したところ両方満足しなければいけないという意味であった。例えば、 $\pm 2^{\circ}\text{C}$ の範囲内に入

っていても SAR が±5%を超えてしまう場合は、より温度の範囲を狭くしなくてはいけないということなので「かつ」という言葉を入れたい。

藤原 主査：事務局で各構成員の意見を反映し、パブリックコメントの手続きをお願いしたい。

- (3) CISPR ソウル会議対処方針（案）について、各 CISPR 作業班（CISPR D 作業班を除く）の主任・主任代理より資料 4-4 に基づき説明があった。また、ソウル会議の総会及び各 SC への参加者（案）については、資料 4-5 に基づき承認され、過去 1 年間の各 SC での審議状況について、資料 4-7 に基づき、対応する各 CISPR 作業班の主任から説明があった。
- 主な質疑応答は以下のとおり。

藤原 主査：CISPR/1202/Q について測定法を SC/A で検討するとなっているがどのような状況か。

篠塚構成員：SC/B からの要請で SC/A でサイトの評価法について検討することになっている。NICT で検討中であり、できれば WG に文書を提出したい。

安藤主査代理：LED の口金サイズについて、まだ規格が分かっていると聞いたことがあるが、どのような状況か。

山下関係者：CISPR では妨害波のことのみ議論されており、口金サイズのこととは安全上の問題であり、議論されていない。

平伴関係者：直管型の LED を既存の口金に付けることが欧州から提案があったが、重量の関係から落下の危険性があり、日本では認められていない。

安藤主査代理：電力事情の問題があるので、早期の規格作成を期待する。

上野構成員：各議題について他国と戦略的に進められないか。

雨宮構成員：リーズナブルな理由により技術的、政治的な判断で賛成・反対している。他国に理解が得られるよう努力している。

続いて、CISPR ソウル会議参加者（案）について、藤原主査より資料 4-5 に基づき説明があり、以下の質疑の後、承認された。

安藤主査代理：1 国 1 票ということか。

雨宮構成員：その通りである。参考だが GENELEC には重み付け投票がある。

続いて、電波利用環境委員会報告「CISPR ソウル会議 総会対処方針」（案）及びその概要について、各 CISPR 作業班主任・主任代理より資料 4

－ 6、4－7に基づき説明があり、以下の質疑の後、承認された。

安藤主査代理：CDNE の E はエミッションを示しているという一方、30～300MHz の妨害波電圧の測定とのことだが、30MHz 以上は放射妨害波測定が通常であり、相関は証明されているのか。

篠塚構成員：CDNE 法は放射妨害波測定を代替する測定法の提案である。

雨宮構成員：補足だが、CDN そのものを使用して良いと誤解を招く可能性があり、CDNE をベースとしているが、CDN と異なるため E が付加されている。

(4) 電波利用環境委員会報告「家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値と測定法」及び「無線周波妨害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件」第2部 第1編：伝導妨害波の測定法（案）について、事務局より前回委員会直後の修正及び意見聴取の募集結果について報告があった。また藤原主査より資料4－8、4－9にて情報通信技術分科会に諮ることが説明され、特に異議無く承認された。

(5) その他として次回会合のスケジュールについては、別途事務局から連絡する旨の説明があった。

【配付資料】

- 資料4－1 電波利用環境委員会（第3回）議事要旨（案）
- 資料4－2 比吸収率測定方法に関する電波利用環境委員会報告（案）
- 資料4－3 比吸収率測定方法に関する電波利用環境委員会報告（案）概要
- 資料4－4 CISPR ソウル会議 総会及び各小委員会 対処方針（案）
- 資料4－5 CISPR ソウル会議 総会及び各小委員会 参加者（案）
- 資料4－6 電波利用環境委員会報告「CISPR ソウル会議 総会対処方針」（案）
- 資料4－7 電波利用環境委員会報告「CISPR ソウル会議 総会対処方針」（案）概要
- 資料4－8 電波利用環境委員会報告「家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値と測定法」及び「無線周波妨害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件」第2部 第1編：伝導妨害波の測定法（案）
- 資料4－9 電波利用環境委員会報告「家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値と測定法」及び「無線周波妨害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件」第2部 第1編：伝導妨害波の測定法（案）概要